

1 教育に関する「大綱」の策定について

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」については、教育基本法第17条第2項並びに大阪市教育行政基本条例第3条及び第4条に基づき定めた「大阪市教育振興基本計画」（平成25年3月策定）をもってこれに代えることとする。

(参考)

関係法令等（抜粋）

○大綱の策定

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）＞

- ・地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。（第1条の3第1項）
- ・地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。（第1条の3第2項）

○大綱の定義

＜文科省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日付26文科初第490号）＞

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

○教育振興基本計画その他の計画との関係

＜教育基本法（平成18年法律第120号）＞

- ・地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。（第17条第2項）

＜文科省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日付26文科初第490号）＞

- ・地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- ・新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。